

津山市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注1：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

注2：世帯の主たる生計維持者とは住民登録上の世帯主のことをいいます。

- **保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。**

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者（世帯主）の前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の新型コロナウイルス感染症による事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合 (D) は全部 (10分の10) です。

※前年とは、令和3年度分の保険料減免については令和2年分、令和4年度分の保険料減免については令和3年分を指します。

【お問い合わせ先】

〒708-8501 津山市山北520番地

津山市 環境福祉部 医療保険課 国民健康保険係

電話：0868-32-2071 (直通) メールアドレス：iryuhoken@city.tsuyama.lg.jp

減免に関する情報は、市ホームページで

新型コロナ 減免

検索

◎ 減免対象となる保険料

令和 3 年度相当分：令和3年度末に資格を取得したこと等
による令和4年4月～令和5年3月分

令和 4 年度分：令和4年4月～令和5年3月分

◎ 申請期限

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

※ 審査に時間を要するためお早めにご申請ください

◎ 減免に係る減少判定の対象となる収入

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入

◎ 申請に必要な書類等

1 昨年 1 年間（令和 3 年中）の収入がわかるもの

給与収入の方：源泉徴収票

それ以外の方：確定申告書の写し、収支内訳書等

2 今年（令和 4 年）の 1 月以降の収入がわかるもの

給与収入の方：毎月の給与明細等

それ以外の方：毎月の売上帳簿等

※ 保険等による補てんを受けた場合はその金額がわかるもの
（特別定額給付金等は含みません）

※ 令和 3 年度相当分保険料の減免申請の際は令和 2 年中と令和 3 年中
の収入を比較します。

3 事業等の廃止や失業の場合は、事業廃止届や雇用主による証明

4 その他

・ 国民健康保険料納入通知書（申請対象分）

・ 保険証または運転免許証

【ご注意】

次の方は、新型コロナウイルス感染症による減免の対象となりません。

- ・ 申請対象年度の前年所得が 0 円以下の場合（表面①の場合を除く）
- ・ 非自発的失業による軽減の対象となる場合
- ・ 世帯内に所得未申告者がいる場合 等

郵送での手続きをご希望の場合は、申請書類をお送りいたしますので、ご連絡ください。（※連絡先表面。市のホームページからもダウンロードできます）